

対象事業別 助成基準等

●(必須)助成基準

- ☐ 村内に住所を有する個人または団体(NPO法人含む)か？
- ☐ 単年で終わらず、来年以降の事業展開があるか？
- ☐ 村(産業)や村民のための活動か？(黒字分は返金すれば営利活動も可)
- ☐ ほかの補助制度で助成されていないか？(事業内容が違う場合は可)
- ☐ 事業完了から1年後、2年後に状況報告書を提出できるか？
- ☐ 補助率は最高8割のため、残りは自己負担金を入れられるか？(協賛金や売上も自己負担金として計上可能)

●対象事業別 助成基準

事業区分	助成上限(基本8割補助)		備考
(1)国内 交流 ・国際交流・文化交流 及び村または各字地域の 人材育成 に関する事 エイサー県外派遣/渡慶次獅子舞ハワイ国際交 流/若年沖縄女性同士のキャリアを語る	一般事業	100万	・村外の者が構成員の場合、村民 主体の団体であることを証明する ・3年経過後であれば、同団体で あっても申請可能(参加者が異な る場合のみ)
	県内旅費 ※5割補助	50万	
	県外旅費 ※5割補助	100万	
	国外旅費 ※5割補助	150万	
(2)地域の 伝統芸能と歴史 の保存に関する事 読青協エイサー動画制作事業/「琉球王国の歴 史と読谷」冊子制作	一般事業	100万	・活動が今後も継続されるもの ・活動年数が20年以上 ・1団体につき1回のみ助成
	字誌	100万	
	記念誌	30万	
	伝統芸能備品	30万	
(3)地域 福祉 活動の支援及び 健康増進 に関する事 福祉関連イベント/障がい者向けふれあい会/ ウォーキングイベント	50万		・連続2年まで申請可能
(4)地域 特産物 の開発・ 起業 及び 産業 の振興に関する事 特産品開発/手わざ技術継承/特産品マーケ ティングのワークショップ	100万		・調査や研究に必要な原材料費、検 査費は対象 ・加工作業場(振興センター1階)の 使用料は対象 ・パッケージデザイン費(5割補助)
(5) 環境 美化と 景観 保全 に関する事	30万		・資材代は対象 ・工事費、草刈り機や一輪車などの 道具や器具は対象外
(6) 平和 創造活動及び 沖縄戦 の資料収集に関する事 慰霊碑修繕/被爆ピアノコンサート	100万		
(7)総合計画に基づく 地域振興 に関する事 誰でも参加できる作曲教室/親子のふれあい &学び交流会	100万		
(8) その他 条例第2条の目的に 沿う事業 キッズフリマ/親子ミュージカル公演	100万		

- ・講師料(上限10万)
- ・活動に使用する伝統芸能
の備品(上限30万)
- ・飲食代や汎用性のある
備品(パソコン、タブレット、
車両、机、冷蔵庫など)は対
象外